

第 9 回大阪市同和問題に関する有識者会議（書面開催）について

1 意見聴取期間

令和 3 年 3 月 18 日（木）～令和 3 年 3 月 30 日（火）

2 意見聴取者（50 音順、敬称略）

赤井隆史、齋藤直子、坂元茂樹、谷口正暁、妻木進吾、

中尾由喜雄、畑田幸信、畑中幸司、松井修視、三輪敦子

3 議題及び意見の要旨

1 「部落差別解消推進法」第 6 条に基づく部落差別の実態に係る調査について

資料 1 「部落差別解消推進法」第 6 条に基づく部落差別の実態に係る調査について

（意見）

- ・ 地方自治体の人権相談窓口の認知度に対して法務局の認知度は半分以下であり、大阪における人権相談、さらには差別事件の実態を加味せずして部落差別の正しい実態把握は困難なので、この調査結果を大阪市として分析するとともに、大阪市の部落差別の実態も加味した正しい実態に基づいて分析を行い、課題を明らかにし、大阪市としての方向を出すべきではないかと考える。
- ・ 法務省の今後の施策の在り方について、「部落差別に引き続き粘り強く適切に対応していく」などの文言が大阪市民に理解できるように具体的な方針が必要ではないかと考える。
- ・ 6 条調査は、部落差別の対象となりうる可能性の高い当事者への調査が行われておらず、不十分な調査であると言わざるを得ない。「新たな差別を生むことがない」ことを大前提として、部落差別を把握するための「人や地域」を対象とする効果的な調査方法を検討し、その実施・実現に向けて国に提言するべきだと思う。
- ・ 6 条調査をふまえ、大阪市独自の部落差別の実態把握を行うべきではないか。意識調査のみでなく、国勢調査データを活用して被差別の生活実態把握と分析、当事者の被差別体験、インターネット上の部落差別の実態把握を実施するべきと考える。

(意見)

- ・ 6条調査は、一定の評価ができる調査だと考える。
- ・ 人権擁護局および地方自治体に集約された差別事例の調査は、差別の一定の傾向を知ることはできるが、そもそも差別事象を国や地方自治体の機関に相談する人は限られているので、日本社会で生じている部落差別の現状を説明するには、データとしては不十分であると考えられる。また、雇用差別や戸籍調査が「ない」とか「減っている」という印象を持たせてしまうようなデータの提示の仕方は適切ではないと思う。
- ・ 法務局および人権擁護委員の相談窓口の認知度が低いのは、解決につながる実効性の低さと関連していると思われる。差別を禁止する法がないために、悪質な事象であっても説示以上のことができないという仕組みが、認知の広がらない背景にあると考えられる。法的な限界があるなかで、相談対応能力の向上に対する取組みも必要である。さらに、被害者の心理的なケアや加害者の更生支援など、心理的な支援の体制を整える必要があると考える。
- ・ インターネットの実態調査は、近年問題になっている識別情報の適示の状況を明らかにしており、このような問題を規制・対策していくための基礎資料として有用なものであると考える。インターネットを使って気軽に雇用や結婚に関する「身元調べ」が可能になっているのであるから、当事者が気づかぬうちに雇用差別などが生じている可能性があると考えられる。
- ・ インターネット上の差別の問題は、プロバイダなど通信事業者との連携も必要である。大阪市としても、他の自治体が行っているようなモニタリング事業などの取組みを強化する必要がある。
- ・ 「一般国民に対する意識調査」について、国による大規模な調査も定期的におこなう必要がある。部落問題の認知の低い地域から大阪府に転入してくる人も少なくないので、教育啓発は学校教育だけでなく成人教育としても行い、すべてのライフステージにおいて提供する必要があると思われる。
- ・ 6条調査からは、現実の社会における被差別部落の地域および出身者の実態の解明が完全に取り残されている。当事者が不在であるのは、あまりにも不十分な調査であり、当事者の実態や声が明らかになっていない調査から、施策を立案することは難しいと考える。
- ・ 被差別部落の地域および出身者の実態に関する調査を行うためには、地域や当事者、地域団体等との合意が必要であるから、きめ細かな事前準備をして調査を行うことができるのは、国ではなく地方自治体であると思われる。被差別部落の実態調査を、長年にわたり精密に行ってきた大阪府は、全国の自治体をリードして、このような調査を行うべきであると考えられる。

- ・法務省人権擁護局「部落差別の実態に係る調査結果報告書」では、「新たな差別を生じさせるおそれがある生活実態調査や学校教育現場における調査は実施すべきではない」としている。背景には、解消法の参議院附帯決議にある「国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること」が念頭にあると考えられるが、附帯決議は実態調査をしてはならないとは述べていない。市内の被差別部落の各種団体と緊密な連携をとってきた大阪市では、附帯決議に抵触しないかたちでの実態調査が可能であると思われる。
- ・調査手法としては、2000年に大阪府市で行われた「同和問題の解決に向けた実態等調査」のような、総合的な調査を行うことが相応しいと思われる。

2000年調査の後、大阪市では実態調査が行われてこなかったため、研究者の努力によって、代替的に国勢調査や行政データを活用した2次分析も行われるようになったが、やはり、地域の実態調査データと組み合わせることによって、より充実した分析が可能になる。

- ・2000年府市調査では、「被差別体験調査」として聞き取り調査を行ったが、聞き取り調査を組み合わせることで、部落差別の実態をより具体的に明らかにすることが可能である。具体的な部落差別の被害状況は、当事者の声を聞くほかにない（当事者意識もルーツももたない人が「間違えて」あるいは「その人を貶める目的で」被差別部落出身者と名指されるケースなどもあるが、その人もある種の当事者とみなすことができる）。

（意見）

- ・インターネット上の人権侵犯事件が増加傾向にあり、その大半が識別情報の摘示であることに留意する必要がある。
- ・全体の調査結果のまとめとして、部落差別に関するウェブサイトの閲覧の動機として、差別的な意図をもって閲覧しているとうかがわれる者が一定数見られた。今後の施策のあり方として、インターネット上の人権侵害情報に関して、関係省庁、地方公共団体、事業者と連携しつつ、積極的な取組みを進める必要がある。
- ・国に対しては、被害者が発信者情報開示のための訴訟を提起する必要がある制度、つまり、訴訟のための訴訟を起こす必要がある制度の構築を求めたい。
- ・地方公共団体が把握する差別事例の大半は差別表現、とりわけインターネットによる差別表現であることに留意する必要がある。次世代がこうしたことを行わないように、学校現場でインター

ネットリテラシー教育が必要である。

- ・人権相談件数、人権侵犯事件件数は大阪法務局管内の件数が突出しており、今後も同和問題に対する積極的な取り組みが必要であると考える。

(意見)

- ・6条調査については、2018年1月の団体交渉において、法務省は、「部落差別の実態を調査しなくてはかかれていないので、差別があるかないかということをはじくり返して表に出すというような調査は課されていないものと承知している。」、文科省は、「特定の地域や個人が示されることで新たな差別や偏見を生むことがないように留意しながら教育及び啓発を実施していく。附帯決議にあるように、新たな差別を生まないようにというのが一丁目一番地だと思っている。」と答えている。
- ・大阪府は2016年1月の「大阪府同和問題解決推進審議会」資料「旧同和对策事業対象地域の課題について - 実態把握の結果及び専門委員の意見を踏まえて」において、「大阪府個人情報保護条例」で、「対象地域の所在地名は社会的差別の原因となる個人情報」「居住地が対象地域であることを教示し、対象地域出身者であるか否か、差別体験があるか否か等のセンシティブな情報を収集する調査を実施することは困難である」また「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」を根拠に、「条例により差別禁止の観点から規制している行為（対象地域の調査・報告等）を、規制当局である大阪府が行うことは不適切である」との見解を明らかにしている。
- ・法務省人権擁護局は「インターネット上の同和地区に関する識別情報の適示事案の立件及び処理について（依命通知）」（2018年12月27日）において、「部落差別は、その属性に基づく差別とは異なり、差別を行うこと自体を目的として政策的・人為的に創出したものであって、本来的にあるべからざる属性に基づく差別である」「特定の者を同和地区の居住者、出身者等として識別すること自体が、プライバシー、名誉、不当に差別されない法的利益等を侵害するものと評価することができ、また、特定の者に対する識別ではなくとも、特定の地域が同和地区である、又はあったと指摘する行為も、このような人権侵害のおそれが高い、すなわち違法性のものであるとすることができる。このように、特定の地域が同和地区である。又はあったと指摘する情報を公にすることは、その行為が助長誘発目的に基づくものであるか否かにかかわらず、また、当該地域がかつての同和地区であったか否かにかかわらず、人権擁護上許容し得ないものであり、その点で、他の識別情報と性質を異にするものである」と言い切っている。
- ・6条調査の「一般国民に対する意識調査」調査票では、「旧同和地区の出身者」という属性を前提にして「気になりますか」と国民に問うているが、「同和」からも「旧同和」からも解き放た

れることが部落問題の解決ではなのか。大阪市の考えを示していただきたい。大阪市においても、法及び附帯決議、法務省、大阪府の示す方向性をしっかりと受け止めて今後の施策の推進をはかっていただきたい。

- ・一部の民間運動団体から、「法務省や大阪府に代表される『新しい寝た子を起こす論』は、『地域やひとを特定することは新しい差別を生み出す』とし、部落差別の実態を把握するための当事者からの部落差別被害の聞き取りは調査できないと主張する』とした意見が出されている。しかし、部落問題に関わる「当事者性」の主張は法務省や大阪府の見解とも相容れず、当運動団体自らが「新しい差別を生み出す」意見の表明ともみられることから、大阪市がこうした主張に与しないことを強く要望する。

（意見）

- ・法務省の人権擁護機関における人権相談に占める部落差別等の件数については、部落差別の実態そのものではなく、人権擁護機関の取組みのありようを示すものであることには十分な注意が必要である。
- ・地方公共団体が把握する差別事例の調査についても、件数の推移を素朴に部落差別の実態と見ることはできないことには十分な注意が必要である。
- ・6条調査では、部落差別の当事者（差別される可能性のある人々）の実態についての調査は実施されていないが、地方公共団体の役割として実施する必要がある。部落差別の解消のためには、部落差別のありようの把握が必要である。直接、被差別当事者にアプローチすることがもっとも適切であり、また不可欠である。
- ・大阪市は、2000年、2010年の国勢調査を活用した実態把握を先進的におこなっているが、こうした試みは継続していく必要があると考える。

（意見）

- ・6条調査は法務省が調査結果をまとめたに過ぎないと感じる。
- ・国の大きな施策と地方公共団体の細やかな施策の実現のため、大阪市独自の实態調査は必要であると考ええる。
- ・忌避意識がどのように醸成され、どうすれば解消するのかを踏まえた調査の在り方が必要だと考える。

- ・大阪市では市域全体の調査を行い、国に対し部落差別解消について働きかけるべきであると考え
る。
- ・年代別、職業別など細目化し、差別があった場所や方法なども細分し、インターネットに於いて
は時期や対象のエリアなども調査する必要があると考える。
- ・旧同和地区での調査、その近隣の調査、その他の調査を行い、検証する必要がある。
- ・特措法失効に伴い地区指定は無くなったが、人の流出入の原因こそが、部落差別の実態に反映さ
れると考える。地区における実体調査を実施する際は、意識調査等の結果だけではなく、就労・
就学、結婚についても調査されるべきである。
- ・土地差別の事象もある事から、土地の価格帯や不動産販売の広告の内容等についても調査が必要
であると考え。

(意見)

- ・「部落差別の解消に向けた今後の施策の在り方」を参考にする場合、前提として「予想できない新
たな技術の登場」やその利用による人権侵害が今後いつでも生じ得るという基本的な認識を示して
おくことも大切であると思われる。

(意見)

- ・インターネット上の人権侵害では、他国の調査でも女性がより被害に遭っていることが明らか
になっているので、全てのデータ、特に「インターネット上の部落差別等に関する類型別の人権侵
犯事件」等について性別データを収集していただきたい。

2 人権相談・啓発事業について

資料2 - 1 大阪市人権啓発・相談センターにおける人権相談の取組みについて

(意見)

- ・昨年、自治会長選で障がいを持たれている方が自殺をしたが、区の人権担当者に相談をしていたと報道された。人権ナビゲーションにも、「区役所の各窓口と人権相談窓口、専門機関の相談窓口等が常に連携し、人権侵害を見逃さない体制づくりに取り組む」と明記されているにもかかわらず。区役所の人権相談窓口は機能しているのか。
- ・民設置民営の隣保館が、国の事業補助の対象となるよう大阪市として働きかけを実施するべきと考える。
- ・人権ナビゲーションには「人権相談ネットワーク専門相談機関連絡会」のネットワークを活用した情報提供 やケースワークなどの支援体制を構築する、「人権相談ネットワーク人権施策推進連絡会」を活用して相談内容を集約分析し、情報を共有するとともに、各施策へ反映する仕組みづくりを行うと書かれているが、集約分析などの取組みは、どこのネットワークでしているのか教えていただきたい。また、集約分析をふまえて、どのような課題が明らかとなって、どのように施策に反映されているのか教えていただきたい。
- ・「課題別相談内容」に関して、新型コロナに関わる差別の記載を明記していただきたい。新型インフルエンザ等対策特別措置法等を一部改正する法律が本年2月に施行され、新型コロナに関する偏見や差別のない社会をめざし、新型コロナ患者等への差別的取扱い等の実態把握、差別的な取扱いの事例の発信という方針が出されている。大阪市において差別が発覚しているのか、救済が行われたのか、課題は何かを積極的に国に対して情報提供すべきと考える。新型コロナに関わる差別があったのか示していただき、その差別についてどのように救済し、どのような課題が出てきたのか教えていただきたい。

(意見)

- ・人権相談については、その存在の周知が必要であると思う。差別の被害者が非常に精神的に不安定になることから、カウンセリングや心療内科などとの連携が必要であると感じている。
- ・相談センターが市に1つしかないというのは、アクセスの難しさにつながっていると思う。

（意見）

- ・電話や面談以外にメールでの相談を受けていることは評価する。
- ・人権啓発・相談センターの認知度の目標を 35%～40%として、現状維持を目指すのではなく、もう少し高く設定してはどうか。人権侵害にあった場合の相談の目標値が実績値よりも少なくするのは、目標値の狙いからしても問題である。
- ・LINE については子どものいじめ相談が月 100 件あったとの報道もあり、LINE による相談も受ける必要がある。

（意見）

- ・課題別相談内容では、相談件数は多い順に、労働、生活、障がい者、近隣、家族、医療、女性、ジェンダーと続き、同和問題（部落差別）12 件（0.5%）となっており、「同和問題」は、その他の項目に分類されるものである。
- ・この間、テレビ（NHK Eテレ バリバラ BLACK IN BURAKU、被差別部落をゆく）、新聞（リバティおおさか 消える人権運動の象徴）、大企業（関西電力不祥事案）を舞台にした一連のできごとに大阪市はどのように対処してきたのか。市民への相談・啓発とともに、社会的権力といわれる人たちが生み出す負の影響に対しても、行政はきちっと目を向け、対処すべきではないかと思う。説明をお願いする。

（意見）

- ・人権相談は重要な取組みであり、その認知度向上の取組みも進められる必要があると考える。
- ・理解が偏っていたりする場合、自らの困難さを人権侵害と理解できず、相談しようとはしないのではないか。「人権」理解の拡がりと深まりを促す試みを伴った時に、認知度向上の取組みはより効果を発揮するように思う。
- ・認知度向上とともにアクセスのしやすさも追求していただきたい。リモートでの相談などもアクセスを容易にするよい方法であるように思う。
- ・人権相談担当者会において毎月定例でのケーススタディの事例研究は、相談機能の充実に向けた重要な試みであると考えますが、相談業務において蓄積されているケース記録を、相談機能の充実のみではなく、同和問題に限らず広く人権状況の把握のために活用できなかな。

(意見)

- ・人権啓発・相談センターにおける取組みは評価するが、施設の存在すら知り得ていない市民も多くいるため、周知活動をより一層積極的に行っていただきたい。
- ・専門相談員の選任や資格要件等について明示していただくことで、安心且つ信頼して相談し易くなるのではないかと考える。
- ・同センター職員の方には頭が下がる思いであるが、可能であれば電話対応のみでも24時間できたら救える命もあると思うので一考いただきたい。

(意見)

- ・相談体制における業務委託を行う場合の相談情報の取り扱い、相談方法としてeメールを使用する場合などの管理について、どのようなルールに基づいて人権相談体制が構築されているのか、できればこれらについても少し紹介があれば、より安心して相談ができるのではないかと思う。
- ・外国人相談者に対する取組みの現状と、顕在化しない相談希望者の存在の掘り起こしのための方策、対応できる外国語相談窓口の提示などもあればと考える。
- ・相談したくても相談窓口に行けない人についての調査・研究にもとづく相談体制の見直しなども必要ではないかと思う。
- ・相談体制に関する「公共私の連携」についてはどのように考えているのか。「公」による相談体制の限界をどの程度感じているのか。あるいは、現実問題としてすでに直面しているものがあるのか。

(意見)

- ・LINEは便利なツールであるが、昨今の個人情報管理の問題を考えると、人権相談に利用することには不安を感じる。
- ・「課題別相談内容」では、「その他」が多数にのぼっており、カテゴリー分けの再検討が必要ではないかと感じる。また、性別データの収集を行っていただきたいと思う。

資料2 - 2 人権啓発の取組みについて

(意見)

- ・インターネット上の差別情報の監視・削除要請を大阪市でも取り組むべきではないか。「待ちの相談」だけでなく、積極的な差別解消のための取組みを広げていく必要があるのではないか。
- ・大阪市も人権に関連した条例制定に向けた取組みが必要なのではないか。
- ・「部落差別が不当な差別である」と認識することは部落差別の撤廃に向けての第一歩であると考えますが、そうした認識が若年層を中心になくなっていることが分かる。若年層に向けた部落差別に関する教育を含めた啓発の必要性があるのではないか。
- ・大阪市の「人権問題に関する市民意識調査」について、前回からの経年比較など、市民の意識変化についても具体的に示していただきたい。また、調査結果を踏まえた上で今後の人権啓発の取組みを考えていくことが必要であると思われる。

(意見)

- ・部落差別解消推進法の第5条に即して、教育啓発をしっかりと行うべきであると考えます。6条調査の「一般国民に対する意識調査」においても、近畿地方は、問9「部落差別の経験」、問13「旧同和地区出身を気にするか」といった項目において、国平均よりも「ある」「気になる」の割合が高く、教育啓発の必要な「実情」が存在すると考えます。
- ・大阪市は人権意識調査を実施しているが、その調査結果を精査し、その知見を反映した啓発の計画が必要であると思う。
- ・6条調査では、若い年齢層の部落問題学習経験や、「部落差別は不当な差別である」という認識が低いという傾向があるので、学校教育のよりいっそうの充実が求められる。
- ・フィールドワーク等を活用した「現実」を学び、実際に「出会う」機会の提供が必要であると思う。
- ・公正採用に関する教育は、現在、履歴書の性別欄をなくす方向にあることや、AIによる選考から生じる新しい差別の可能性など、非常に現代的な人権課題である。部落問題からはじまる公正採用への取組みの歴史や成果を、より現代的に身近な話題として啓発する必要があると考える。

(意見)

- ・「KOKORO ねっと」NO.43に『公正採用選考』についての記事を掲載しているが、部落差別の不当性

の理解にもつながる、自らの人権・権利について考えることを促す啓発は重要である。

- ・ 6条調査など、最新の各種実態調査の結果を踏まえた啓発を期待したい。
- ・ 6条調査で部落差別の認知度・理解度ともに若年層において低下していることが明らかになっていることを踏まえ、若年層への啓発は重要であるので、学校での人権教育への期待も大きい。

(意見)

- ・ 全体的に人権啓発についての取組みが薄いように感じており、これが実態調査結果に反映されていると痛感する。
- ・ 部落差別解消推進法が施行され教育・啓発が謳われているが、行政の取組みとしてまだまだ不十分であると感じる。
- ・ 大阪市人権だより「KOKORO ねっと」を発行されているが、周知活動をより一層積極的に行っていただきたい。
- ・ 大阪市企業人権推進協議会を設置されているが、特に中小企業並びに個人企業に対して周知活動をより一層積極的に行っていただきたい。
- ・ 大阪市人権啓発推進員制度を設けられているが、選任の不透明性があるため、透明性を確保していただきたい。
- ・ 大阪市職員による人権侵害事象を受け、市職員に対する研修をより一層実施していただきたい。
- ・ 「人権教育・啓発推進法」や「部落差別解消推進法」、市制定の人権に関する条例等についての周知が市民に行き渡っていない現状にあると考える。
- ・ 大阪市内で行っている人権研修をオープンにし、いつでもどこでもインターネット等で視聴できるようにすることで教育・啓発の一助になると考える。

(意見)

- ・ これまでの人権啓発の取組みについての自己評価と課題に基づいた「新たな取組み」として、特に重点的に実施するものが次年度目標として掲げられていればよいと考えた。

(意見)

- ・今後、マイクロアグレッションの研修を導入していただきたい。

3 人権侵害事象について

資料3 本市職員による人権侵害事象について

(意見)

- ・大阪市の職員が起こした事件を、大阪市人権施策推進審議会に諮ったのか。また、再発防止に向けた取組みや職員の研修など、有識者からの意見を求めたのか。本件に関する問題を審議会で共有し、継続的に取組むことが必要ではないか。
- ・市長の言葉として「職員は率先して人権行政を推進していくべき立場であるとの自覚をもって、断固たる姿勢で差別事象の根絶に取り組んでいかなければならない」とあるとおり、職員一人ひとりがそういった意識を持っているのか、研修受講後の職員の意識変化を検証するとともに、継続的な部落差別問題の研修と、部落がある地域に出向き、フィールドワークを通して「当事者から学ぶ」研修が必要ではないか。

(意見)

- ・研修体制や内容の現代的なアップデートも必要であると思う。
- ・人権を遵守している職員が大半であると考えるので、研修効果のない人に関する分析が必要ではないかと考える。
- ・当該職員について、なぜそのようなことが生じたのかを明らかにして、ケーススタディとして考える必要があると同時に、当該職員が立ち直るための支援も必要であると思う。

(意見)

- ・大阪市職員による落書差別事象は、職員としてあるまじき行為であり、猛省を促したいとともに、人権研修などで指導の徹底を図っていただきたい。

(意見)

- ・大阪市職員による差別的な内容の落書きは許されることではないが、該当の駅のトイレに落書きをしないように呼びかける貼り紙がまだ貼られているので、一日も早く元のきれいなトイレに戻すべきと思う。

(意見)

- ・職員研修で、実際に生じた出来事を教材化・カリキュラム化することは重要であると思う。

(意見)

- ・同和問題の完全解決のため官民一体となり差別事象に取り組む必要があると考えているので、どんな問題であっても遅滞なく報告されるべきである。
- ・職員が一方的に人を傷つける行為を行ったことは看過されることではなく、厳罰に処すべきだと考える。
- ・当該職員から原因を聴取し、今後、同様の行為に至る者が現れないようにするため、どのような研修が必要なのかを考えるべきである。
- ・研修内容については、有識者の意見をまとめ、研修に反映するべきであると考えている。
- ・同和問題が解決されれば、すべての人権問題が解決できると考えているので、同和問題を基軸とした研修を行うべきだと考える。
- ・「各所属人権行政推進本部員」は、どのような者が、どのように任命されているのか。

(意見)

- ・どうしてこのような人権侵害が起こるのかの原因究明と、その結果として考えられる方策などをもう少し具体的に書くべきと思う。ただ頑張るというメッセージだけでは、問題は解決しないと感じた。